

替への必要を生ずれとも、斯る憂なきこと等なり。

特許請求の範囲。一、本文に詳記する如く、模型の上にて砂を撞き固め或は壓縮作用の爲めに一方に移動を生し其が爲めに刺針か模型の孔を貫通して突出し鑄型の構成と同時に砂に穿孔をなし模型及鑄型の反対移動により刺針か鑄型より拔ける様に往復移動をなし模型より砂鑄型を構成するよりなる金属鑄物の製作に使用する砂鑄型の構成並に穿孔の方法。二、本文に詳記する如く、模型板は鑄型匡を支持するに適し、且つ基礎板或は相當物に對して往復移動をなす様に基礎板或は相當物上に載せられ而して刺針は基礎板或は相當物に固定し其上端は前記の模型板に装置せる孔に正當に嵌入し鑄型の構成中模型板及び砂の反対移動により刺針か舊位置に復する仕組となるる多數の刺針、鑄型を構成する模型を載せたる板及び基礎板或は相當物の組合により成る金属鑄物の製作使用する砂鑄型の構成並に穿孔に對する装置。三、本文に詳記する如く刺針か模型板を貫通して突出する程度を調整する装置を有する前項記載の如き金属鑄物の製作に使用する砂鑄型の構成並に穿孔に對する装置。四、添附圖によりて詳説したる如く組立て且つ配置せる金属鑄物の製作に使用する砂鑄型の構成並に穿孔に對する装置。

正誤

前號即ち第四年第10號の正誤左の如し。

行	頁	位置
一八	三	開戦ノ下
二〇	一	石ノ下
二四	一一	反ノ下
三〇	一四	上ノ上
三六	五	及ノ下
三九	一六	現ノ下
四九	一五	とノ下
八〇	七一	上ノ上
八一	一〇	上部

第三三三三八號(大正七年七月三日出願
特許權者東京府荒牧竹吉)

熱風爐

發明の性質及び目的の要領。本發明は、鐵筋混擬土外被を以て鐵板に代用せる熱風爐に係り、其目的とする所は鐵材の使用を節減する等を得又在來の如く鐵板を以て組立つるよりも容易に築造し得べく、且つ空氣瓦斯の漏洩及び外被腐蝕の憂なく防腐剤使用の必要なき永久的完全なる爐を容易安價に築造し得しむるに在り。

特許請求の範囲。本文所記の目的を達せんか爲め、本文に詳記し、且別紙圖面に示すか如く、煉瓦を以て築造せる爐體の外周面に鐵筋混擬土を以て外被を施したる熱風爐。